主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人菅充行の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、原判決の認定と異なる事 実関係を前提とするものであるから、所論は前提を欠き、その余は、事実誤認、単 なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

なお、記録によれば、被告人につき兇器準備集合、公務執行妨害、傷害の各罪の 共謀共同正犯の成立を認めた原判決の判断は首肯できる。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和六〇年一二月四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	和	田	誠	_
裁判官	谷	П	正	孝
裁判官	角	田	禮 次	郎
裁判官	高	島	益	郎
裁判官	大	内	恒	夫